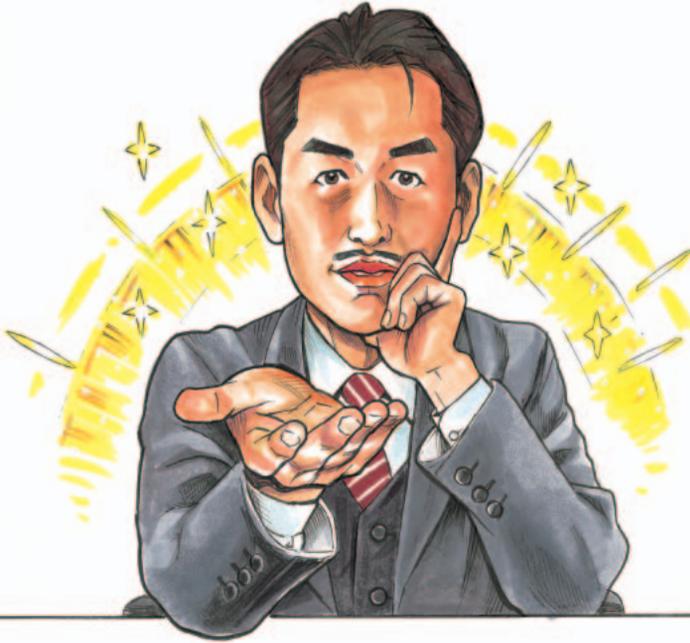


ソフトウェアやコンテンツの誤用を避けるために

「自由のライセンス」 の正しい理解



第2回

さまざまな特徴を持つソフトウェア系ライセンスたち

今回は、ソフトウェアに適用される自由のライセンスを具体的に
取り上げて、その特徴を解説しよう。

text : 白田 秀彰とロージナ茶会 illust : 金子ナンペイ

注意

本稿はあくまでも一般的な解説であり、ライセンスや法律に関する個別の
事象に関してなんらかの保証をするものではないので注意してほしい。

1. 細かい決めごとで

厳格かつ細かな規定を持つ 本家GPL

前号のインタビューで取り上げた「自由なソフト運動の父」リチャード・ストールマンの理念が反映された自由のライセンスが「一般公衆利用許諾 (General Public License、以下「GPL」)」だ。彼が主宰する Free Software Foundation (以下「FSF」)によって管理されている。自由のライセンスとしては最も古く、他の自由のライセンスに強い影響を与えてきた。GPLの理念の中心となっているコピーレフト (copyleft)¹の概念の起源は1970年代初めにまでさかのぼる。

GPLの要点は、実行・複製・配布・変更が自由であること、ソフトウェアがソースコードで流通することを前提とし、これを改変した派生的ソフトウェアとそれを含む配布物全体にGPLが継承されること²、ソースコードの入手可能性を保証することだ。

GPLは、細かく緻密で、要するにゴチャゴチャとうるさい規定と、「ウイルス的」とも評される独特の条項のため、自由なソフトウェアに好意的なプログラマーでも敬遠する人々がいることは事実だ。また、ストールマンが商業的なプロプライエタリーなソフトウェアを長年批判してきたことから、「GPLがGNUソフトウェアの商業利用を禁止している」という誤解もある。しかしソフトウェアの商業利用を禁じている他の自由のライセンスについてFSFが「GPL互換でないので使わないように」と

¹ プログラムとその改良版の利用・配布の自由が妨げられないことがないように保護する考えや規定。著作権で制限されているこれらの権利を保護するもので、権利を放棄するパブリックドメインとは異なる。

自由を確保する重厚ライセンス

している³ように、GPLではソフトウェアの流通について、金銭のやり取りがあるか否かは問題とされていない。ソフトウェア自体が無償で提供されることを義務付けているだけだ(GPL第1条、以下条項は「GPL 1」のように示す)。

GPLの背後にあるハッカーの理念

GPLを理解するには、個別の条項よりも、ストールマンが唱えた理念やGNUプロジェクトを開始した目的を理解するべきだ。GPLを知りたい人、GPLに反感を持っている人に土下座してお願いするから、書籍『ハッカーズ』を読んで、「真のハッカー」と呼ばれた人たちの信条について何となくでもいいので理解してほしい。

誤解を受けることを承知で書くと、「ハッカーたちは、制約なく自由にコンピュータを学ぶことで、自由、協調、互助精神を中核とする知的・精神的態度を獲得できると考えていた」「そうした精神的態度が、コンピュータ以外の事柄についても、人間の能力を拡張し、ひいては社会を改善することが可能だと考えていた」のだ。

ストールマンが「最後の真正ハッカー」と呼ばれていると知れば、彼らの言う「自由」と、GPLの守ろうとしているものが、ソフトウェアがタダで手に入るか、商業ソフトウェアに反対か、というようなチャチなものでないことが見えてくる。

GPLが他の自由のライセンスよりも法的有効性について配慮しているのは、ストールマンやFSFが一種の社会変革を目

的として、GNUプロジェクト / GPLを推進していて、彼らが既存の(彼らにしてみれば誤った)社会システムと合法的に本気で闘おうとしているからだ。GPLには、理想主義的で、観念的で、マジで、説教好きなオヤジ臭さがつきまとっている⁴。でも、熱いオヤジの心意気に打たれないか？

「ウィルスの」性質を弱めた LGPL

GPLソフトウェアは、派生したソフトウェアをGPLに巻き込みながら増殖する。それゆえ、自分の知識をGPLのもとに置きたくないと考えるプログラマーは、GPLソフトウェアを使うことを躊躇する。たいていのプログラム言語では、ソースコードをコンパイルして実行ファイルを作るとき

に、ライブラリー⁵を結合するが、GNUが提供しているC言語処理系などを使うと、独自に書いたプログラムまでGPLで提供しなければならなくなる(GPL 2b)からだ。

しかし、処理系やライブラリーは広く使われることにその存在価値がある。そこで、プログラムへのライブラリーのリンクについてGPLの「ウィルスの」性質を弱めたLGPLが作成された。本来Library GPLの略だったLGPLは、現在は「劣等一般公衆利用許諾(Lesser GPL)」を意味する。

LGPLの基本構造はGPLと同一だが、条項はライブラリーの取り扱いについて細々と書かれ、GPLよりも煩雑である。「自由なソフトウェア」を増殖させるというFSFの目的からしてGPLより劣り、かつ内容が煩雑であるため、LGPLはGPLと比較して積極的に推奨されていない。

自由のライセンスの理解に役立つ書籍(1)



『ハッカーズ』

スティーブン・レビー著 / 古橋 芳恵訳
工学社(1987年) ISBN4-87593-100-X
622p / 2,500円

コンピュータ草創期、その発展に多大なる貢献をした「ハッカー」たち。彼らはコンピュータとの関わりをどのように考え、どのような行動を起こしたのか？ 彼らへのインタビューを中心に、今なおコンピュータの世界に影響を与える「ハッカー」的思考の源流を探る。



2 GPLソフトウェアから独立して作成され、分離されているプログラムは除く。

3  <http://www.gnu.org/licenses/license-list.ja.html>

4 ストールマンの理念が、60年代末から70年代初めのヒッピー文化を背景にしていることはよく知られている。

5 ファイルにまとめられているプログラムの部品。

2. さほど細かく言わないアッサリ系ライセンス

こんなにアッサリでいいんですか？ BSD系ライセンス

続いて、古い歴史を持つBSD系ライセンスについて検討したい。オリジナルのBSDライセンス(以下「O.BSD」と)、同系列各種のライセンス(たとえばW3C、MIT/X、Apacheなど)だ。O.BSDはとてども単純で、誰にでも遵守しやすいものだったから、一部分を書き換えて自分独自のライセンスを作成する「ひな型」に向いていた。

O.BSDでは、まず再配布(複製)使用、変更について認め(O.BSD前文)ソースコードについて(O.BSD 1)それからバイナリー形式のファイルについて(O.BSD 2)それぞれ個別に、著作権表示とO.BSDライセンス自体を変更せずに配布物に含めることを要求している。BSD系ライセンスがGPLと対照的なのはこの部分で、ソースコードとバイナリー形式のファイルが別に規定されていたため、BSD系ライセンスではソースコードを公開する義務がないと解釈され、そのように運用されてきた。

宣伝条項

BSDライセンスのもう1つの特徴は、ストールマンが「いやらしい宣伝条項」と呼んで批判してきた条項で、「この生産物は、およびその協力者によって開発されたソフトウェアを含んでいます」という謝辞をすべての宣伝物に掲載することを義務付けるものだ(O.BSD 3)⁶。

ソフトウェアに「これは自分が作ったんだ」という証拠をとどめることは、悪いことではないどころか、その作品が販売されて発生する経済的利益よりも重要な場合があると私は考える。ところが、たくさんの開発者が、独自に作成したプログラムに、それぞれ自分たちの名前を書き込んだ派生ライセンスを付けた結果、あるソフトウェアに関する印刷物には、「ズラート「この生産物は、およびその協力者……」が並んだそう。現在のBSDライセンスでは、宣伝条項が削除されている。

細かいことを言わないことの意味

さて、BSD系ライセンスはとてども短く、著作権表示とライセンスを適切に付属させ、表示させることを義務付ける以外は、利用者の自由に任せている。これがライセンスとして機能する背景として、自由なソフトウェアの開発にかかわる人々の間に、自由なソフトウェアの取り扱いに関する常識や暗黙の合意が成立していて、それが遵守されることが期待されているのだらう。「ネットワーク文化」とも呼べるそうした背景があって初めて、BSD系ライセンスはトラブルなく運用できるのだらう。

一方、ストールマンやFSFが推進しようとしている信条がそのネットワーク文化の一部を成していると考えれば、BSD系のアッサリしたライセンスが機能する社会的な前提を、GPLがこまごまとうるさいライセンスで擁護、拡張しようとしていると言える。もちろん、彼らが推進しようとしている信条だけで、「ネットワーク文化」

が構築、維持できるわけではない。私たちが自由のライセンスを尊重し、その条項に従い、ライセンスが社会的事実として定着することで、自由のライセンスは法的効力を維持できるのだ。

Linuxの衝撃と ライセンスの多様化

GPLとBSD系が長く代表的な「自由のライセンス」だった中、GPLを取り巻く政治的(8月号134ページ)主張に無関心である以上に辟易するタイプの人たちは、BSD系ライセンスのもとで作品を配布してきた⁷。彼らは、「自由なソフトウェア」によって解放された世界を目的にするのではなく、単純にソフトウェアが自由であることから生じる各種の利点に着目していた。

1990年代初めに、まだ学生だったリーヌス・トーバルズがLinuxカーネルをGPLのもとで公開すると、自由なソフトウェアだけで構成されたOSとアプリケーションのパッケージが現実的な目標となった。トーバルズは、ストールマンが経てきた理念や政治の時代を経験していない。彼は「決してあえてRMS(ストールマン)に反対したりはしなかったけれど、商業Linux産業が成長するのをだまって見過ごし、特定の仕事には高品質な商業ソフトの利用を推奨し、そしてハッカー文化のもっと純粋主義で狂信的な部分を軽く嘲笑することで、先例を確立した(ノアスフィアの開墾)。

こうして、それまでBSD系ライセンスで作品を提供してきたタイプの人々を取り込

6 続く部分は、いずれもプログラムを書いた人たちを、なんらかの法的な責任から自由にするために付けられた条項となる(O.BSD 4 / disclaimer of warranty)。

7 このあたりの話については、エリック・レイモンド著『ノアスフィアの開墾』について記述がある。

8 Debianプロジェクトが1997年に発表した「Debianフリーソフトウェアガイドライン」の内容は、BSDよりも詳細で、GPLと両立可能な範囲で寛大なものだった。

みなながら、トーバルズ風の自由なソフトウェアへの態度が次第に勢力を持つようになってきた。

自由なソフトウェアだけから構成されたパッケージには、日々バージョンアップしていく多くのソフトウェアが含まれているので、誰にでも使いやすい状態で維持する編集的役割として、ディストリビューションと呼ばれるLinuxパッケージを、いくつかの企業が販売したり、Debianのように金銭的対価を目的としない団体が配布したりするようになった。

さらに1998年1月、ネットスケープ社が同社の「ナビゲーター」のソースコードをMozilla Public Licenseのもとに公開すると、営利企業をも巻き込んだ自由なソフトウェア運動への期待が一気に高まった

「オープンソース」への流れ

1998年2月、トーバルズから提案された「オープンソース」という用語を受け、それまで自由なソフトウェアの一般的な呼称だった「フリーソフトウェア」に代えて、「オープンソースソフトウェア」と呼ぼうという動きが現れ、「Open Source Initiative(以下「OSI」)」が設立された。OSIは、「自由に配布され、ソースコードを公開するソフトウェア」の定義であるDFSG⁹とほぼ同内容の「オープンソースの定義(Open Source Definition、以下「OSD」)」を発表した。

GPLの政治的雰囲気や口やかましさをすっぱりと切り離れたオープンソースは、FSFの理念に関心を持たない若手のハッ

カーたちの支持を集めたし、自由なソフトウェアを商業的な領域で利用することを積極的に容認する内容は、自由なソフトウェアを営利目的で活用したい企業の支持を集めた。一気に自由なソフトウェアの主流に躍りてたわけだ⁹。

企業に配慮したOSL

オープンソースライセンスOpen Source License(以下「OSL」)は、以上の背景から生まれきたライセンスで、OSDを法的に有効な文書として具体化したものだ。特徴は、営利企業が安心して自由なソフトウェアに関与できるようにすることを目的としていることだ¹⁰。

OSLは、特許に関する許諾も含んでい

る(OSL 2、10)。ストールマンやFSFはソフトウェアを特許で保護することに強く反対している¹¹が、現実にはソフトウェアを特許で保護することが行われている。OSLは、そうした現実に対応している。ただしOSLもソフトウェア特許には批判的で、OSIが認定したオープンソースソフトウェアに対して特許侵害訴訟を提起した者については、OSLの許諾が自動的に停止する(OSL 10)旨の条項で特許侵害訴訟を牽制している。またOSLでは、OSLに基づく許諾を与えるものは、ソースコードを提供することに「合意する」という文言になっていることも特徴だ(OSL 3、9)¹²。

OSLのその他の特徴としては、通常、条項とは別個に最後に添付される「保証の否認(disclaimer of warranty)」を、条項の中に取り入れていること(OSL 4、

自由のライセンスの理解に役立つ書籍(2)



『CODE』
ローレンス・レッシング著 / 山形 浩生、
柏木 亮二訳
翔泳社(2001年)
ISBN4-8813-5993-2
530p / 2,800円

現在政府が行おうとしているインターネットへの規制のあり方について、法体系を含む社会規範としてのコード(CODE)とインターネットそのもののインプリメンテーションとしてのコード(CODE)の両面から迫った書。



著作権の存在意義とその弊害の両面を分析し、社会進歩という観点から最適なバランスはどのあたりに存在するのかを探ることで、インターネットという広大な知の共有地(コモンズ)のあるべき姿を模索した書。

『コモンズ』
ローレンス・レッシング著 / 山形 浩生訳
翔泳社(2002年)
ISBN4-7981-0204-0
500p / 2,800円



9 当然、ストールマンやFSFは、こうしたOSI側の行動をおもしろく思っていない。ストールマンがLinuxをGNU/Linuxと呼ぶように強調する背景には(8月号135ページ)こうしたイデオロギー上のわだかまりがあるわけだ。

10 上演や展示の許諾(OSL 1d、1e)特許に関する条項(OSL 2、10)、別の誰かの著作権を侵害していないことの保証(OSL 7)法的主体に関する定義(OSL 14)など。またGPLと同様に、ライセンスの法的有効性を担保しようとする条項を含む(OSL 11~13)。

11 私もそうすべきだと思うし、GPLはソフトウェア特許が存在しないかのように記述されている。

12 第3条において、GPLが要求しているソースコード公開の「義務」と言えるのかどうかは微妙。FSFは、公開義務でないとして解釈しているようだ。また、第9条において、OSLソフトの配布者は、受領者がOSLに同意するよう合理的な努力をすることを要求している。

7、8) 国際的な裁判になった場合、どこ
の法廷で、どこの法律を適用して裁判を
行うべきかについて記述していること
(OSL 11)¹³、OSLに関連して裁判にな
った場合、弁護士費用を勝訴側が敗訴側
に負担させることを確認していること OSL
12)¹⁴がある。

標準版をコントロールする Artistic

Artisticライセンス(以下「Art.L」)は、
Perlで選択できるデュアルライセンスの1
つとして作成された¹⁵。

Art.Lは、プロジェクトの統括者が認定
した、他者の知的財産を含まないものを
「標準版」つまり正式バージョンとすること
で、開発プロジェクトが分岐して類似した
複数のバージョンが並立する状態を避け
るように設計されている¹⁶。

著作者以外の人物は、受け取った標準
版から派生物を作る場合には、変更箇所
を明示することに加えて、その知的財産を
自由な使用が可能な状態に置かず、派生
物を公に配布しないか、標準版と別の名
前で配布するか、著作権者と個別の取り
決めをするかが必要になる(Art.L 3a ~
3e)。標準版を知的財産という観点から
「汚染」しないように「隔離」されるわけだ。

標準版それ自体について対価をとるこ
とを禁止しながら(Art.L 5)、その他の方
法で対価を取ることを容認している。ま
た、Perlが広く使われているツールである
ことから、他のソフトウェアとの集合物と

して配布される場合についての規定を置
いている(Art.L 6~8)。要するに、標準
版が他のプログラムと分離されて無料で
配布されるならば、商業目的の配布を積
極的に容認する構造になっている。こう
した、標準版の純粋性に対するコダワリが
「芸術的(artistic)」というライセンスの名
前の理由なのだろう。

主導権は手放さないQPL

Linuxのデスクトップ環境KDEはGPL
で配布されていたが(1)、トロールテック
社(以下「TT社」)の商用グラフィックライ
ブラリーQtとリンクして動作した(2)。TT
社は、Qtのウィンドウ版とマック版の販
売で収益を上げる一方、無償版のQtを
Linuxなどの自由なOSに提供していた¹⁷
ため、Qtのライセンスは、正式版への変
更・修正を含んだ派生物の再配布を一切
許さなかった(3)。

この(1)~(3)の条件により、GPLのウ
イルズの条項とされるGPL 2bがKDEに
リンクされたQtにも適用され、Qtは(3)の
条件を変更して派生物の再配布を認める
ことになり、収益源であるQtのコントロ
ールがTT社から離れてしまうという問題が
あった。(3)の条件を維持するならばGPL
7に矛盾し、KDEは配布できない。

KDEがGPLに矛盾していると考えられ
る状態で配布されていることが批判される
ようになると、KDE開発者グループとTT
社の間でライセンス問題の解決が模索さ

れ、TT社は1999年に無償版Qtのライセ
ンスを「Q公衆許諾(Q Public License、
以下「QPL」)」に変更した¹⁸。

QPLは、開発の主導権をTT社に残し
たままで、OSDと矛盾しないことを目的と
している。まず、QPLは、ソフトウェアパッ
ケージ全体をオリジナルのままコピーし、
配布することを認めている(QPL 2)。

QPLによって配布されているソフトウェア
(以下「QPLソフトウェア」)を修正し、配布
する場合には、2つの方法が認められる¹⁹。

1つは、修正をパッチとして、QPLソフ
トウェアとは別に配布する方法(QPL 3)
²⁰だ。この場合、パッチについての非独
占的な権利を最初の開発者に付与しなけ
ればならない(QPL 3b)。つまり、TT社
は、パッチを将来のQtに組み入れる自由
を手に入れる²¹。もう1つは、修正された
QPLソフトウェアをパイナリー形式で配布
する方法(QPL 4)²²だ。

Qtはライブラリーなので、他のプログラ
ムとリンクされることになる。そこで、これ
を認めている(QPL 5)。また、QPLソフ
トウェアとリンクされることが予定される
プログラムを開発し、配布することも認め
られる(QPL 6)が、3つの条件が要求さ
れる。ソースコードの提供(QPL 6a)と使
用・再配布の許諾(QPL 6b)と、プログ
ラムが一般に配布されない場合は要求が
あれば最初のQPLソフトウェアの開発者に
そのプログラムの複製物を提供しなけ
ればならない(QPL 6c)というものだ。

QPLにリンクされる独自プログラムにま
でQPLが適用される仕組みは、派生プロ

13 この条項の日本国における有効性については、国際私法を専門にしている法律家の意見を仰ぐしかないが、この条項の趣旨は、OSLで自らの作品を公開した人々たちにとって、最も負担とならない状態で裁判手続きを進められるように、というものである。

14 日本では、一般的に民法の不法行為における損害賠償額の認定で、「弁護士費用損害額算入」として、原告側の弁護士費用も損害額に算入して請求できるので、これを確認する条項と言える。もちろん、原告が訴状において弁護士費用の請求をしなかった場合に、弁護士費用の敗者負担を強制するものではない。

15 Art.Lには、オリジナルのものと、曖昧だとされた文言を明確化した「明確化されたArtisticライセンス(Clarified Artistic License)」と、GPLと矛盾しないように改定されたArtisticライセンス2.0がある。オリジナルと明確化されたものの趣旨は同一なので、ここでは明確化されたライセンスをArt.Lとして検討する。

16 自由なソフトウェアの開発で分岐は伝統的に忌避されてきたことを考えれば、Art.Lの大きな特徴だ。

17 その目的は、自由なソフトウェアを開発する人々からの成果を商用版に取り込むことだった。

グラムを取り込んでいくGPLにならったもののように思われる。しかもそれは、最初の開発者(TT社)の支配が積極的に及ぶことまでも容認するものだ。

QtのライセンスがQPLに切り替えられたにもかかわらず、GPLとの矛盾についての問題は解決されなかった(QPL 2とGPL 7)。それゆえ、Debianは、DFSGに照らしてライセンス上の問題があるとし、KDEの配布を中止したことからあった。そ

こで、TT社は2000年にQtをQPLとGPLのデュアルライセンスで提供することで、この問題に決着をつけることになった。

まとめ

法的紛争の場面では、法律やライセンスの条項の合理的な解釈が威力を発揮する。でも、この記事を通して読めば、ライ

センス条項の厳密な解釈よりも、それらのライセンスがなぜ、何を目的に作成されたのかを知ることが、ライセンスの本質を理解し、妥当なライセンスを選択するのに役立つことがわかってもらえたのではないかと思う。法を考えると、その法文の背後にある文化を無視してしまうと、最も大事なものが抜け落ちてしまうことがある。何のために、誰のために、その法があるのか、考えなきゃいけない。

ソフトウェアを対象とする代表的な「自由のライセンス」

URL 日本語参考訳のURL ¹	解説	自由に複製・再配布できるか	派生物と同じライセンスが自動的に継承されるか	派生物のソースコード開示が必須か	改変物・派生物を再配布できる追加的条件	独立して作成された作品にライセンスが波及するか	GPLソフトウェアとの統合可能性	プログラムに関連して対価を取りうる事項
GPL(GNU General Public License) URL http://www.fsf.org/licenses/gpl.html URL http://www.opensource.jp/gpl/ja.html	「コピーレフト」を保証するための代表的なライセンス。実行・複製・配布・変更が自由。GPLのもとで配布されているソフトウェアを改変した派生物と、それを含む配布物全体にGPLが継承される。ソースコードの入手可能性の保証に配慮している。				- ⁶			配布の実費、サポート、保証の提供
LGPL (GNU Lesser General Public License) URL http://www.fsf.org/licenses/lgpl.html URL http://www.opensource.jp/lesser/lgpl.ja.html	GPLと類似した内容だが、ライブラリーに適用することを主たる用途として、GPLよりも緩和された条件での配布を認めるもの。ライブラリーと結合されたプログラムは「ライブラリーの派生物」として取り扱われ、LGPLがプログラム全体に適用される。				- ⁶	リンクのとき波及		配布の実費、サポート、保証の提供
BSD ² URL http://www.xtree86.org/3.3.6/COPYRIGHT2.html#6 URL http://www.jp.netbsd.org/ja/Goals/redistribution.html	再配布(複製) 使用、変更について認め、ソースコード形式とバイナリ形式のファイルそれぞれについて、著作権表示とライセンスを変更せずに同梱して配布することを要求するもの。簡潔な内容が特徴。			x	- ⁶	x	宣伝条項があれば x なければ	- ⁶
OS(Open Software License) URL http://www.opensource.org/licenses/osl.php	GPLと同様に「コピーレフト」を保証するためのライセンス。営利企業が安心して自由なソフトウェアに開与できるようにすることを目的として、特許や訴訟に関する許諾も含んでいる			4	- ⁶	x	7	合理的費用
Artistic Licence URL http://language.perl.com/misc/Artistic.html URL http://www.opensource.jp/artistic/ja/Artistic-ja.html	Perlの2つの選択型ライセンスの1つ。著作権者に「標準版」の管理能力を与える。オリジナルの作者の評判や、標準版の純粋性を保つことに配慮している。	パッケージを一体として	x		派生物の名前を変更	x	x	合理的費用
Qt Public Licence URL http://www.trolltech.com/licenses/gpl.html URL http://www.kde.gr.jp/document/gpl.html	LGPLと似た位置付けのライセンス。グラフィックライブラリーであるQtの開発をトロール・テック社のコントロールのもとに置きつつ、OSDとの整合性に配慮している。	パッケージを一体として	3	5	ソースコードについてパッチによる提供を要求	リンクのとき波及	x	配布の実費

1 法的に有効なのは英語のライセンスで、ライセンス日本語参考訳はあくまでも参考訳であることに注意。
 2 英語 / 日本語共にオリジナルBSDライセンス。修正版BSDライセンスでは第3条が削除される。
 3 バイナリによる配布のとき波及。
 4 第3条と第9条により奨励されている。
 5 TT社に対しては義務。
 6 条項に特に記載なし。
 7 FSFはGPL互換でないかと判断している。

18 この頃、完全に自由なソフトウェアのみから構成されるデスクトップ環境GNOME開発プロジェクトや、Qt互換の自由なライブラリーであるHarmonyの開発が開始されていた状況もあった。

19 直接ソースコードを修正して配布することは認められない。

20 QPLソフトウェアの著作権表示を変更・削除するパッチは許されない(QPL 3a)。

21 ただし、非独占的な権利であるから、パッチそれ自体について、パッチの開発者は、自ら好むライセンスを選択できる。しかしGPLを選択すると、矛盾した状況が発生することになる(後述)。

22 この際には、QPLを維持し(QPL 4a) 加えて、ソースコードを配布に必要な実費を超えることのない料金で提供すること(QPL 4b, 4c)が要求される。この場合のソースコードとは、オリジナルのソースコード + 修正パッチという形態になる。

23 もう一点QPLには問題がある。QPLに関する準拠法をノルウェー法とし、管轄裁判所をオスロ市裁判所と定めている点だ。どこで係争が起きてもノルウェーに行くことになるのだろうか。



[インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ] ご利用上の注意

このPDFファイルは、株式会社インプレスR&D(株式会社インプレスから分割)が1994年～2006年まで発行した月刊誌『インターネットマガジン』の誌面をPDF化し、「インターネットマガジン バックナンバーアーカイブ」として以下のウェブサイト「All-in-One INTERNET magazine 2.0」で公開しているものです。

<http://i.impressRD.jp/bn>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、URL、団体・企業名、商品名、価格、プレゼント募集、アンケートなど)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真の撮影者、イラストの作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は収録されていない場合があります。
- このファイルやその内容を改変したり、商用を目的として再利用することはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用する際は、出典として媒体名および月号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレス R&D)、コピーライトなどの情報をご明記ください。
- オリジナルの雑誌の発行時点では、株式会社インプレス R&D(当時は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めましたが、すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接のおよび間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

このファイルに関するお問い合わせ先

株式会社インプレスR&D

All-in-One INTERNET magazine 編集部

im-info@impress.co.jp